

1 過去の計画等策定状況

平成16年3月 千葉市地球温暖化対策地域推進計画策定
 平成19年3月 千葉市地球温暖化防止実行計画（旧計画）策定
 ↓
 区域と対象とした温暖化対策地域推進計画と
 市の事務事業を対象とした温暖化防止実行計画を統合
 平成24年3月 千葉市地球温暖化対策実行計画（現計画）策定

2 千葉市地球温暖化対策実行計画（現計画）概要

位置づけ：地球温暖化対策推進法（温対法）に基づく市の地球温暖化対策に関する実行計画として策定するもの。

計画期間：平成24～26年度※当初は平成23～32年度の計画期間で検討していたが、国の法令の整備状況が遅れていたことから、旧計画の計画期間を一年延長し、24年度からの計画とした。また、23年3月の震災や原発事故を受けて国の温暖化対策が不透明になったことに鑑み、24～26年度までの3年間の計画とした。

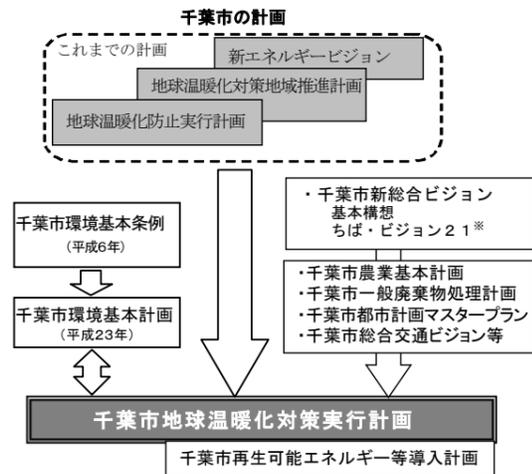


図1-2-1 実行計画の位置づけ

（事務事業編）

削減目標：市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量を、平成26年度（2014年度）までに平成21年度（2009年度）実績より約12%削減することを目指す。

推進体制：庁内の地球温暖化対策推進会議を設置する、また環境マネジメントシステム（C-EMS）と連携して推進していく。

（区域施策編）

削減目標：目標年度（平成26年度（2014年度））の家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門からの温室効果ガス排出量を現況年度（平成19年度（2007年度））より約10%削減することを目指す。

施策：市民の取り組み、事業者の取り組みの促進、再エネの導入等8施策を基本施策とする。
 推進体制：地球温暖化対策推進会議、環境審議会や地域協議会、千葉県等との連携を軸に対策を推進する。

3 計画への取り組み状況（事務事業編）

①対象区分

対象区分	取り組みの目標	主な取り組み
(1) 事務系施設 (本庁舎・区役所・学校等)	・C-EMSの推進 C-EMSの運用により職員的环境意識の向上を図る。 ((2)(3)(4)についても同様) ・空調機器の省エネルギー化 ・エレベーター等の動力機器の省エネルギー化 ・照明機器の効率化 ・給湯施設の高効率化 ・事務機器の省エネ化 ・窓等の開口部の断熱対策の推進 ・施設の新設、改修に合わせた省エネルギー対策、再エネ設備整備 ・資源の有効活用	・C-EMS対象施設の対象を拡大した。 ・区役所照明の一部をLED照明に切り替えた。 ・区役所にGHPを導入した。 ・市有施設に太陽光発電設備を導入した。 ・避難所に太陽光発電及び蓄電池システムを導入予定。 ・再エネ等導入計画を策定し、市有施設を新設、更新する場合、再エネ設備の原則導入義務化。 ・C-EMSにより取り組みを推進した。
(2) 事業系施設 (廃棄物処理施設)	・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく取り組みの推進 ・未利用エネルギーの活用 ・最終処分場発生メタン対策の検討	・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく取り組みを推進中。
(3) 事業系施設 (下水道施設)	・下水道における地球温暖化防止推進計画の推進	・下水汚泥の高温焼却 ・バイオマス(消化ガス)発電(建設中)や未利用エネルギー・自然エネルギーの利活用の検討
(4) 事業系施設 (病院局、水道局、消防局等)	・省エネルギー改修 ・施設の新設、改修に合わせた省エネルギー対策、再エネ設備整備	・再エネ等導入計画を策定し、市有施設を新設、更新する場合、再エネ設備の原則導入義務化。
(5) 公用車等	・公共交通機関、自転車等の利用推進 ・低公害車両の率先利用 ・低公害車両の導入推進 ・エコドライブの推進	・自転車走行環境整備に取り組んでいる。 ・電気自動車導入。 ・エコドライブの推進

②排出量の推移

表1-3-1 千葉市の実行計画に基づく削減目標毎の温室効果ガス排出量(GO2換算) (t-CO2)

対象区分	基準年度(H21)排出量	平成26年度目標量	目標量/基準年度	平成22年度排出量	平成23年度排出量	平成24年度排出量	平成25年度排出量	平成25年度基準年度比
①事務系施設	45,878	44,502	-3.0%	51,884	47,716	65,841	51,530	12.3%
②事業系施設 (廃棄物処理施設)	126,090	103,429	-18.0%	132,122	111,177	104,895	111,906	-11.2%
③事業系施設 (下水道施設)	29,763	27,769	-6.7%	30,855	31,417	35,125	32,816	10.3%
④その他施設	19,243	18,605	-3.0%	21,578	19,196	22,776	21,264	10.5%
⑤公用車等	2,039	2,008	-1.5%	1,816	1,883	1,899	1,892	-7.2%
合計	223,012	196,373	-11.9%	238,255	211,389	230,536	219,408	-1.6%
(電力排出係数)	0.332	0.521	-	0.324	0.374	0.463	0.406	-

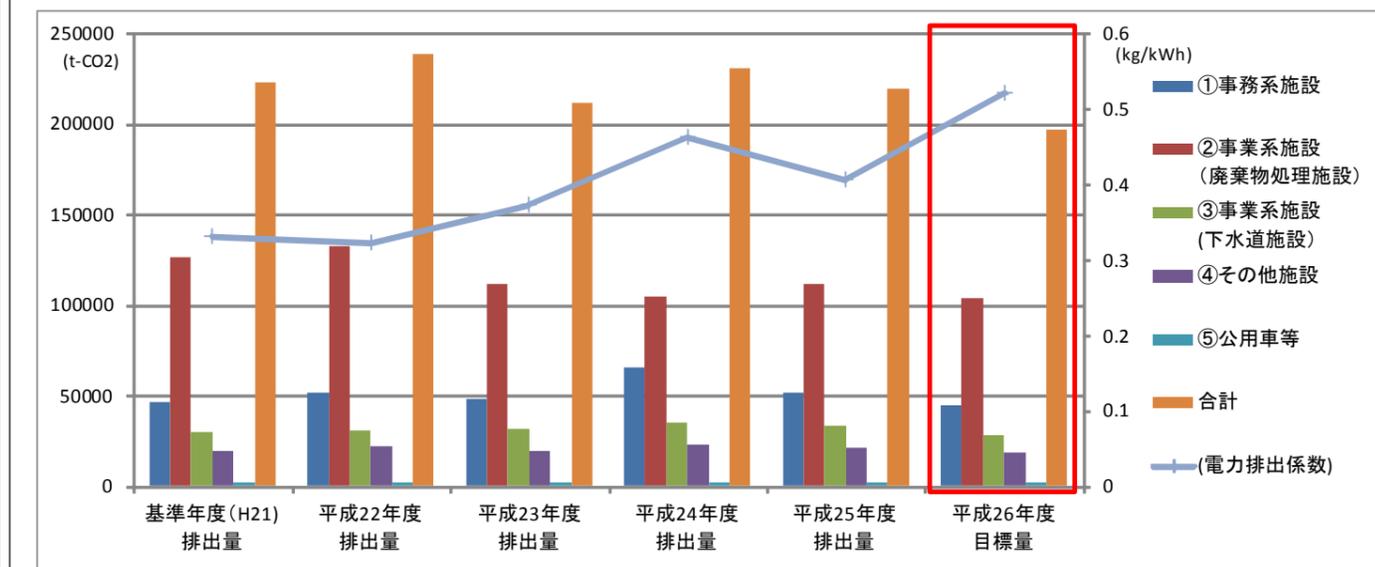


図1-3-1 千葉市の温室効果ガス排出量の経年変化・目標量

4 計画への取り組み状況(区域施策編)

①施策一覧(主な施策のみ抜粋)

施策の分類	主な実行状況、成果等
1 市民の取組みを促進させるための施策	-
温暖化防止活動推進員の委嘱及び市民、事業者、市との協働	・地域協議会と協同の講演会やイベント(地球環境保全セミナー、環境フェスティバル、里山体験等)の実施
地球温暖化対策の取組みの評価方法の検討、実施	・市民団体等からの情報収集の実施 ・インターネットモニターを利用し情報収集の実施
2 事業者の取組みを促進させるための施策	-
温室効果ガス排出量削減計画届出制度の検討、実施	・特に事業者を対象とした九都県市主催の太陽熱利用セミナーの実施
事業者、業界団体、異業種交流などによる温室効果ガス排出削減対策の推進	・市内老人保健施設への太陽熱利用パンプの配布
3 再生可能エネルギーを普及するための施策	-
再生可能エネルギー導入計画の策定	・再生可能エネルギー等導入計画策定(平成25年3月)
4 地球温暖化に配慮した建物の整備誘導のための施策	-
建築物環境配慮制度の普及、運用	・千葉市建築物環境配慮制度を運用中
5 交通機関からの排出抑制のための施策	-
自転車利用の促進	・自転車道整備を実施
次世代自動車の普及促進、利用環境の整備	・電気自動車充電設備に対する補助を実施
6 廃棄物の発生抑制の促進のための施策	-
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	・家庭ごみ手数料徴収
産業廃棄物処理指導計画に基づく産業廃棄物の発生抑制	・排出事業者への指導 等
7 森林保全・緑化の推進に関する施策	-
8 ヒートアイランド対策に関する施策	-

②排出量の推移

表1-4-1 市域の温室効果ガス排出量の推移(平成24年度が最新 平成23年度までは旧計画に基づく値)(単位:千t-CO2)

部門	基準年度 (1990年度)	現況年度 (2000年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度(2012年度)			目標(2014年度)
					排出量	対2000年度	対2010年度	
産業部門	13,422	13,127	12,530	12,057	12,434	-693	-96	12,395
業務部門	593	939	925	876	928	-11	4	931
家庭部門	749	968	1,169	1,067	1,151	183	-18	715
運輸部門	1,822	2,378	2,237	2,283	2,199	-179	-38	2,203
その他	357	476	569	597	629	153	60	552
総排出量	16,944	17,888	17,431	16,880	17,342	-546	-89	16,796

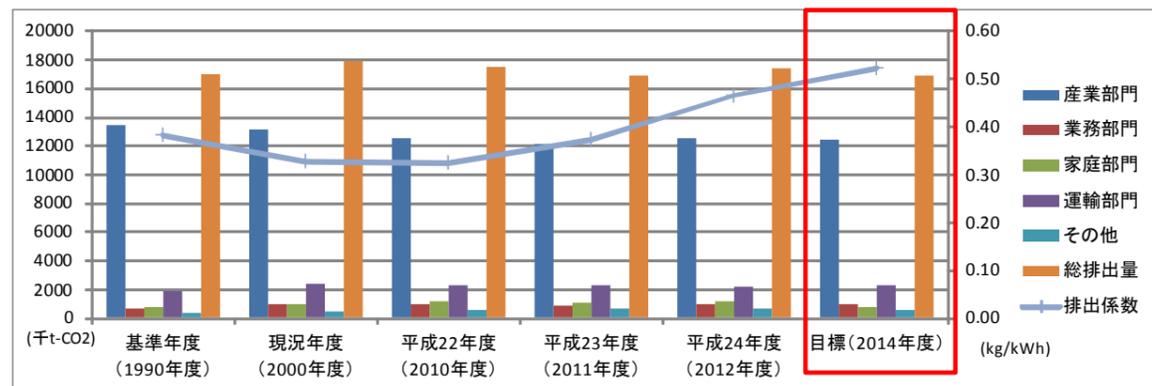


表1-4-1 市域の温室効果ガス排出量の推移

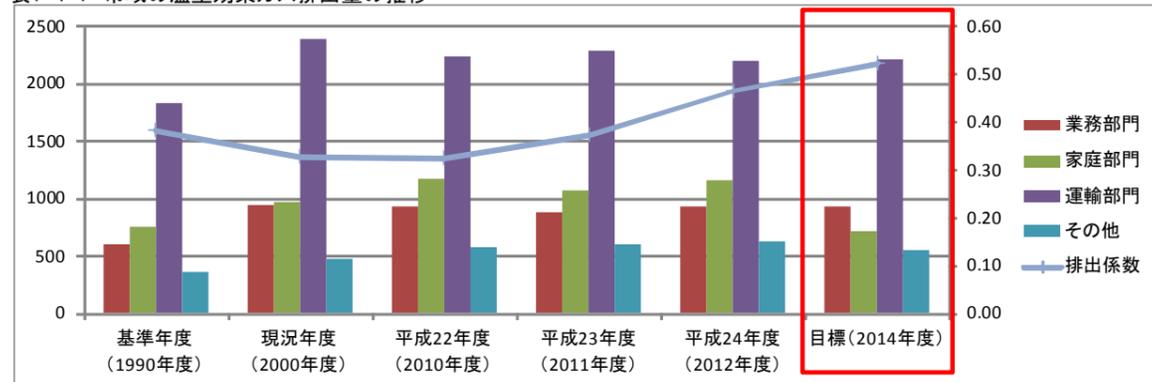


表1-4-2 市域の温室効果ガス排出量の推移(産業部門のぞく)

5 国等の動向

①国

(過去の経緯)

1997年 京都議定書採択 2008~2012年で1990年比6%削減を国際約束
 1998年 地球温暖化対策推進法制定
 2005年 京都議定書発効を受け、京都議定書目標達成計画の策定(期間2008~2012年)
 2013年 COP19において2005年比3.8%削減を国際約束。

(国内動向)

・日本は2005年度を基準年とし2020年に3.8%の温室効果ガスの排出削減をすることを目標とする。この目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した、現時点での目標。(平成25年11月地球温暖化対策推進本部)
 ・今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定する。(2020年の新たな削減目標に係る地方公共団体向けQ&A 平成26年2月 環境省)
 ・エネルギーミックスについては、各エネルギー源の位置付けを踏まえ、原子力発電所の再稼働、固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギーの導入や国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)などの地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見極めて、速やかに示すこととする。(平成26年4月閣議決定 エネルギー基本計画)

・地球温暖化対策推進法に基づき、国が策定する地球温暖化対策計画が未策定。

(国際動向)

平成27年11月にフランスのパリで開催されるCOP21において2020年以降の新たな削減目標が示される予定。(準備ができる国は2015年3月までに約束草案を示すこととしている。)
 アメリカ:2025年に温室効果ガス排出量を2005年比26~28%削減(2005~2020年に年平均1.2%削減、2020~2025年に年平均2.3~2.8%削減)、2050年までに80%削減
 中国:2030年頃、早期にCO2排出量をピークアウトさせ、エネルギーに占める非化石燃料のシェアを20%程度に増やす
 EU:EU全体で2030年までに1990年比40%削減

②県

平成18年6月 千葉県地球温暖化防止計画策定(期間は京都議定書の第一約束期間である平成24年までを原則としつつ、新たな計画の策定まで期間を延長することとしている)
 平成24年3月 延長。延長後の目標は前計画の目標の維持。
 平成26年10月 次期千葉県地球温暖化防止計画策定基礎調査を開始(平成27年度策定予定)

動向のまとめ:エネルギーミックスを含んだ国の地球温暖化対策が現時点で定まっていなかったが、平成27年末に開催されるCOP21に向けて、夏までに新たな削減目標が示される見込み。

③本市

現計画の目標年度を平成26年度から27年度におよそ1年延長することとし、国の示す新たな削減目標等を踏まえ、市の目標及び次期実行計画を策定することとした。

想定スキーム:専門委員会で現計画の目標達成状況、施策の実施状況、課題等について振り返り、次期計画に向けた検討を行う。国の削減目標の策定状況を踏まえながら、速やかに計画策定作業を進める。